# 入札監理小委員会
# 第７７２回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

# 第７７２回入札監理小委員会議事次第

日　時：令和８年10月２日（金）15：23～16：15
場　所：永田町合同庁舎１階　　第１共用会議室

１.開会
２.実施要項（案）
　○室蘭開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検（国土交通省）
　○帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検（国土交通省）
３.閉会

＜出席者＞
　川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、
　浅羽専門委員、柏木専門委員、加藤専門委員、工藤専門委員、宮崎専門委員、
　山本専門委員

（室蘭開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検）
（帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検）
　国土交通省　北海道開発局
　　室蘭開発建設部
　　　久保次長
　　室蘭開発建設部　施設整備課
　　　小池課長
　　　新保課長補佐
　　室蘭開発建設部　契約課
　　　後藤田課長
　　　三谷課長補佐
　　帯広開発建設部
　　　伊藤次長
　　帯広開発建設部管　施設整備課
　　　田中課長
　　　谷課長補佐
　　帯広開発建設部　契約課
　　　平田課長

掛村課長補佐

事業振興部　デジタル基盤整備課

出崎開発専門官

岡村上席専門官

開発監理部　会計課

杉山会計指導官

（事務局）

小堀事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○川澤主査　それでは、ただいまから第７７２回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、室蘭開発建設部管内自家用電気工作物保守点検及び帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検実施要項（案）について、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部、久保次長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は３０分程度でお願いいたします。

○久保次長　それでは、端的にこちらの内容につきまして御説明させていただきます。私、今、御紹介いただきました国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部次長、久保でございます。本日は御審議のほど、よろしくお願いします。

本日の御審議いただく内容といたしましては、１件目、室蘭開発建設部管内自家用電気工作物保守点検、２件目、帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検となっております。この２件につきましては、実施要項（案）のとおり、競争性の確保を図っていただきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、２件ございますので、当部、北海道開発局の簡単に概要だけ御説明差し上げます。北海道開発局は、北海道におきます国直轄管理の公共事業の実施を担当する国土交通省の支分部局であります。本局のほか、札幌、旭川、函館など、道内の主要な都市に１０の開発建設部が置かれております。それぞれ今回案件となっています室蘭開発建設部は、胆振・日高管内、また、帯広開発建設部は十勝管内におきまして、河川、道路、農業といった社会基盤整備事業を進めるための建設工事、調査、設計、発注及び管理などを行っています。それぞれの管内には事務所、事業所が配置されており、開発建設部とともに一体となって事業を実施しております。

それでは、早速、本案件の詳細な内容に移らせていただきます。資料といたしましては、今お手元に室蘭開発建設部の資料としまして、Ａ－１から５まで、また、帯広開発建設部の資料といたしまして、同じくＢ－１から５までとなっております。両案件とも業務内容につきましては、おのおのの管内における自家用電気工作物の保守点検でありまして、基本的な内容は同じでありますので、代表して室蘭開発建設部、Ａの資料のほうを使いまして説明させていただきます。一部違うところにつきましては、その都度、違いなどにつきましても説明させていただきたいと思います。

では、お手元にございます資料Ａ－１、実施要項（案）の審議に当たっての議論のポイントに沿って、具体の内容は資料Ａ－２の民間競争入札実施要項（案）を用いて御説明差し上げます。

それでは、初めに資料Ａ－１、１の事業概要及びこれまでの経緯でございますが、（１）の事業概要につきましては、お手元にあります資料Ａ－２、民間競争入札実施要項（案）を御覧ください。こちらＡ－２の資料のページ数といたしましては、右下にございます８４分の４のページから御覧いただければと思っております。

具体の内容としまして、上のほうにあります（１）業務概要につきまして、北海道開発局自家用電気工作物保安規程に基づき、室蘭、帯広開発建設部管内の自家用電気工作物ほかの保守点検及び清掃など一式を行う業務となっております。

保守点検の対象となる自家用電気工作物は、資料Ａ－３に写真をつけておりますけども、高圧受変電設備、発動発電設備、無停電電源設備といった設備がございまして、これらの設備の点検と保守になっております。

Ａ－１のポイントですけども、まずＡ－２の８４分の４でございますけども、（２）の業務の場所につきましては、それぞれ室蘭、帯広管内に所在する施設が対象となっております。場所の詳細につきましては、資料Ａ－２の８４分の３０からになりますけれども、地図及び一覧表を示してございます。室蘭は先ほど言いましたとおり、胆振・日高の全地域、保守点検が対象であり、合計１３５か所、帯広は、十勝地方全域の保守点検対象施設が全部で８１か所となっております。

続きまして、（４）業務の内容につきましては、１）から９）に示してありますとおり９項目ございますが、主な項目について簡単に説明させていただきます。

１）業務計画、仕様書などを用いて検討を行い、点検手法、点検工程などの計画の立案を行うとともに、次に御説明いたします総合点検の実施手順の作成を行うものです。

２）総合点検、施設の総合的な性能・機能確認を行う点検です。

３）個別点検は、機器単体の性能・機能確認を行う点検となってございますが、これら２）、３）の２項目については、年２回、定期的に行う点検となっております。

５）臨時点検は、施設における機器の障害箇所の発見、報告及びその場での対応が可能な軽微な作業となっております。

６）修理は、施設における機器の性能・機能を復旧・回復させるために行う作業であり、障害が発生した機器に対する部品交換などによる修理を行うものでございます。これらの２項目は、機器障害が起きたとき修理が必要な事象が発生したときに臨機に行う項目となっております。

７）は所見の取りまとめ、８）データベースの登録、９）としまして報告、これらの点

検及び修理を行った後に、その結果などについて監督職員に対して行うものでございまして、その時期、方法について記載しております。

以上が本自家用電気工作物保守点検の主な個別の業務内容となっております。

続きまして、８４分の１０ページになりますけれども、１．２、確保されるべき対象公共サービスの質について御説明いたします。

本業務の実施に当たりましては、８４分の１１ページに記述がございますとおり、上部の表のとおり、達成すべき目標を設定しております。基本方針として、自家用電気工作物保守点検を通じて、道路及び河川の電気設備の維持管理に努め、円滑な運用を可能とすることとし、個別要求事項として電気設備運用の継続及び障害発生時の措置の２事項を設定しております。また、電気事故、波及事故の発生件数ゼロ件、障害発生時において早期復旧できない件数ゼロ件を目標とする要求水準としております。

なお、これらの要求水準につきましては、過去３年間において全て満たされておりまして、達成は可能な目標となっております。

本業務の概要につきましては、以上となります。

続きまして、資料Ａ－１、最初のポイントのほうに戻りますけれども、１の（２）事業期間でございます。令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１年間の予定となっており、本件は今年度に引き続き第２期目となります。

資料Ａ－１、その下の（３）選定の経緯につきましては、１者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、選定に至ったものでございます。

続きまして、資料Ａ－１、２の競争性改善のための取組について御説明いたします。

取組の１点目といたしまして、入札スケジュールの見直しについて、資料Ａ－４、契約状況の推移の入札スケジュールを御覧ください。公告開始時期は令和８年１２月中旬を予定しておりますが、第１期より室蘭、帯広ともに入札公告期間を４８日間確保することといたしました。このことによりまして、より多くの入札参加希望者に対して閲覧の機会を増やすことができ、応札者拡大が期待できると考えております。また、落札予定者の決定から業務開始までの準備期間につきましても、第１期では室蘭、帯広ともに１か月だったところ、これを２か月として、より十分な準備ができるように改善いたしております。

次に、取組の２点目としまして、資料Ａ－１、入札参加資格要件の緩和。こちら具体の内容としましては、資料Ａ－２、８４分の１７ページの３の入札参加資格に関する事項の（９）の部分で御覧いただければと思っております。

第１期では、入札参加資格要件として求めている履行実績として、ア）受変電設備、イ）発電設備、ウ）配電設備のいずれかの設備に関わる保守または点検業務などにおいて、民間事業者として業務を完了し、再委託を含む履行実績として証明したものであることとしておりました。第２期、今回では履行実績の対象設備の拡大による入札参加資格の増加を見込みまして、エ）として無停電電源設備を追加しております。これを加えることによりまして、１６社程度の入札参加資格者の増加が見込まれております。

なお、エ）の無停電電源設備を履行実績の対象設備に加えることによって、本設備の調整内容が従来含まれておりましたイ）発電設備に類似していること、履行実績に加えて配置予定管理技術者についても、受変電設備の保安、監督、また、工事を行うために必要な国家資格を保有することを求めていることから、問題ないものと考えております。

続きまして、改善点、取組の３点目としまして、資料Ａ－１、情報追加につきまして３項目、実施しております。まず、１つ目として、資料のＡ－２、８４分の８ページ（５）の業務履行上の留意事項の６）休日または夜間における作業を御覧ください。１期目につきましては、休日・夜間作業における遵守事項の記載にとどまっておりましたが、２期目につきましては、夜間・休日作業を行った実績を追加記載しております。

さらに、Ａ－２の８４分の９ページのところになりますけれども、１０）のデータ等の停止を御覧ください。第１期目ではデータ時間の目安について、データなどを停止する場合の遵守事項の記載にとどまっていましたが、第２期目には許容される停止時間の目安についても追加記載いたしました。

この２つの情報追加によりまして、夜間・休日作業にかかる経費や人員のボリューム、許容される停止期間内で作業するために必要な人員のボリュームを示すことで、入札参加の判断が行いやすくなると考えております。

改善の２つ目としまして、資料Ａ－２の８４分の１４ページになります。１．２．３の成果物についての（１）の一般事項を御覧ください。ここでは成果物の提出方法について、オンラインによる提出が可能であることを追加しております。同様に８４分の１５ページの（２）の保守記録簿、４）には成果物の提出時期について追記しております。これは第１期において明確に示されていなかったため、今回、第２期目の実施に当たりまして明記し、提出にかかる手間など、少しでも入札参加を検討される方のハードルを下げたいと考えております。

３つ目の改善といたしまして、資料Ａ－２、８４分の８２ページになります。別紙３の

従来の実施状況に関する情報の開示の２、従来の実施に要した人員を御覧ください。本業務においては、業務の一部を再委託することを認めておりますが、ここでは過去の受注者が再委託した内容について追加記載しております。作業量の多い業務や専門性の高い業務の一部については、事業者自ら実施する必要はなく、再委託を含めた実施体制でも可能なことから、これらを示すことによって入札参加の判断が行いやすくなると考えております。

情報追加の取組の効果については、これによって新規事業者が本業務の内容や規模を正確に把握し、入札に参加しやすい状況をつくることが可能となり、応札参加者の拡大が期待できると考えております。

取組の４番目、最後といたしまして、資料Ａ－１、議論のポイントの最初の資料に戻りますけども、公告時の積極的な広報につきまして、具体的な内容としまして資料Ａ－４、契約の推移、民間参入促進に記載していますとおり、入札公告の掲示場所につきまして、室蘭は６か所から８か所、帯広は９か所から１１か所に増やす予定でございます。このことによりましても、より多くの入札参加希望者に対しまして、閲覧の機会を増やすことができ、応札者拡大が期待できると考えております。

以上が２期目の実施に当たって検討いたしました競争性改善に向けての取組の内容となります。

続きまして、資料Ａ－１の３、その他の修正・変更について御説明いたします。

まず１つ目としまして、臨時点検の指示を受けた場合の対応を明確化につきましては、資料Ａ－２の８４分の１４ページ、（７）の臨時点検を御覧ください。臨時点検の指示を受けた場合の対応について、記載を明確化しております。

２つ目、こちらは室蘭のみとなりますが、配置予定管理技術者の要件について、各事務所の名称を具体的に記載させていただきました。資料Ａ－２の８４分の１７ページ、３の入札参加資格に関する事項の（１０）のイに各事務所の名前を追加記載しております。

３つ目も室蘭のみとなりますけれども、資料Ａ－２、８４分の７３ページの別紙１－３に、仮設発電機使用場所一覧を追加記載しております。

最後に、資料Ａ－１、一番最初の資料に戻りますけども、５のパブリックコメントの対応につきましてでございますが、令和８年８月１７日から令和８年８月３１日まで１５日間、本実施要項（案）に対する意見募集を行いましたが、寄せられた御意見はありませんでした。

最後に、今回、以上が議論のポイントを踏まえました室蘭・帯広開発建設部の自家用電

気工作物保守点検の民間競争入札実施要項（案）についての御説明となります。

当該業務は、自家用電気工作物の保守点検を通じ、道路及び河川の電気設備の維持管理に努め、公共インフラの円滑な運用を行うために不可欠な業務となっております。今後の発注に当たりましては、委員の皆様の御審議を賜りながら、競争性の確保の改善を行いたいと思っております。それから、コスト縮減を図りまして、適切な入札手続を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞ御審議のほうお願いいたします。

出だしにちょっとお時間をいただいて、少し早めに説明して分かりづらかった点あったかもしれません。申し訳ございませんでした。御審議のほうをどうぞよろしくお願いします。

以上です。

○川澤主査　ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました両事業の実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査　辻でございます。御説明どうもありがとうございました。幾つかお尋ねさせてください。

まず資料Ａ－２の８４分の５ページ目でございます。６）で修理とございまして、この案を拝見していくと、部品交換があると書いてございます。念のためのお伺いですが、この部品というのは、受託者が自分の費用で準備しておいて、どこかに備蓄しておいて、それで先ほどどこかにあった７２時間以内に全て回復させると、そういうスキームでこれは書かれているという理解で合っているでしょうか。

○小池課長　室蘭施設整備課の小池といいます。今の修理についての御質問についてですが、部品については、不具合箇所を特定後に注文となりますので、備蓄しているということはありません。

以上です。

○辻副主査　なるほど。そうすると、先ほどの７２時間以内に部品がすぐ手に入るルートとも限らないと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○小池課長　目標は３日以内と定めておりますが、御指摘のように３日間で部品が調達できない場合は、修理に要する期間を確認し、早期に修理、復旧できるよう協議し対応しております。

以上です。

○辻副主査　分かりました。ありがとうございます。今いただいた回答ですと、かなり手を挙げやすくなる方向かなと思いましたので、できれば部品の調達は、壊れたのが発覚してから、それから調達すれば間に合うとか、それから、７２時間という部分も、実は結構融通が利くという部分を、もし十分に書いていないようでございましたら、実施要項に反映させていただければと思いましたが、いかがでしょうか。

○小池課長　了解しました。

○辻副主査　ありがとうございます。それから、別紙のほうでたくさんいろんなリストが書いてあって、いろんな物品が書かれております。発電機の話とか、それから、たしかトンネルの照明の話とかもあったかと思います。実際にどういうふうにして現場で点検をするのかというのは、恐らく受託者からすれば、どれぐらいコストがかかるかという話でございますし、それから、国交省様からしても、恐らく民間委託のクオリティーを維持する観点から、どういう点検をするかというのも定義が大事だと思います。

拝見すると、資料Ａ－２の８４分の４の真ん中辺りを拝見すると、（４）業務の内容というところに「『点検基準（案）』という。」という文章も幾つか出てまいります。この中に恐らく（４）の４行目「電気通信施設点検基準（案）」というものがあるようでございまして、これは今回の実施要綱には、どこかに添付されているのでございましょうか。

○小池課長　室蘭の小池です。「電気通信施設点検基準（案）」は国交省本省のホームページに掲載されております。

以上です。

○辻副主査　なるほど。それでしたら、恐らく業界の方ならすぐ分かるものかとも思われますかね。念のため、今おっしゃっていたウェブサイトがどこにあるかということを書き加えていただければと思いました。今の点はよろしいでしょうか。

○小池課長　はい。

○辻副主査　ありがとうございます。

すみません、まだ続いて恐縮でございますけれども、例えば８４分の、今、明確に出せないのですけども、恐らくたしか発電機とかいろんなものを点検するものと理解しておりまして、そのときに初めて手を挙げる方からすると、どこのメーカーのどういう製品なのかという情報を知りたいのではないのかなと推測するのですが、ただ、この業界においては５０キロボルトアンペアの発電機って書くだけで、もう皆さん分かってしまって、すぐ自分でも直せるとか修理できるとかって思ってしまうものなのか、それとも、やはりメー

カー名とか商品番号ですかね、そういうより具体的に、この発電機とかって示さなくても、一般のこれから手を挙げようとする方々は手を挙げられるのか。この辺りいかがでございましょうか。

○小池課長　室蘭の小池です。発電機メーカーも数社ありますが、標準仕様書で必要な要件を定めて納入していますので、基本的な機能は一緒です。ただ、メーカーによって多少、操作性等に違うところがありますけれども、基本的な機能は一緒です。

以上です。

○辻副主査　ありがとうございます。機能が一緒ということで今、理解したのですけれども、点検の方法、特に分解して修理する方法とかというのは、多分メーカーによって違うのではないのかなと推測するのですが、この辺りいかがでしょうか。

○小池課長　おっしゃるとおりです。メーカーによって設計思想の相違があり、小型軽量化を目指しているメーカー、大容量の製品に特化したメーカー等、メーカーにより個体差があるかと思います。ただ、メーカー名については、過去の点検報告書を閲覧させるというところのスキームをつくっていますので、応札業者は点検報告書でメーカー名と型番を確認できる内容になっております。

以上です。

○辻副主査　なるほど。分かりました。その点検報告書というのは、ひょっとすると同じく資料Ａ－２の８４分の２１に書いてある、６の（２）資料の閲覧という部分に書いてある、施設整備課で閲覧できるらしい、この３つの書面という理解でよろしいでしょうか。

○小池課長　そのとおりです。

○辻副主査　なるほど。分かりました。これというのは、やはり室蘭のこちらの施設整備課に行かないと読めない性格のものなのか、それとも何かインターネットとかでより簡易に見ることができるのか、この辺りいかがでしょうか。

○小池課長　そうですね。こちらのほうに来ていただいて閲覧するか、ＣＤでの貸与が可能ですので、持ち帰って見ることも可能です。

以上です。

○辻副主査　分かりました。ですと、恐らく今、受託している業者からすれば、よく知っている情報ですけども、これから手を挙げようかどうか迷う方たちからすれば、どこのメーカーのどういう発電機があるのかとかという情報は、できれば知りたいのではないのかなと思いますので、できればインターネットで見られるようにするとか、もしそれが何か

の事情で困難であるのであれば、今おっしゃったようなＣＤ－Ｒか何かで配布しているということを、ここに書いていただければと思ったのですが、いかがでしょうか。

○小池課長　承知しました。対応を検討します。

○辻副主査　ありがとうございます。次、最後にしますけれども、資料Ａ－４を拝見すると、例えば第１期の説明会の参加者数が１４者とございました。この１４者は多分、説明会に出た後、さらに先ほどの８４分の２１ページにあった、施設整備課様で閲覧できる電気工作物保守点検成果品というタイトルの書面を、彼らは閲覧なさったのでしょうか。

○三谷課長補佐　室蘭開発建設部の三谷でございます。この１４者というのは入札説明書等の閲覧者になりますので、報告書の閲覧者ではございません。

以上になります。

○辻副主査　分かりました。では、最後の質問ですけれども、実際に室蘭の施設整備課で、この報告書を閲覧なさったのは何者ぐらいあったのでございましょうか。

○久保次長　久保のほうからお答え差し上げます。入札の公告自体はいろいろ見ていただきましたけども、実際に落札の参加の希望を出した会社が従来、来ていた会社ですので、状況を知っているということで、見ていない状況でございます。

○辻副主査　すみません、念のためもう１回お伺いするのですけれども、落札した方じゃなくて、これから入札しようかどうかを考えていらっしゃる方々が何者ぐらい、今の８４分の２１ページの報告書を御覧になったのでございましょうか。

○小池課長　閲覧した者はおりません。

以上です。

○辻副主査　分かりました。それでしたらやはり、どのメーカーの、どの品番とかという情報は結構大事だと思いますので、それがなるたけ、これから手を挙げるかどうか検討をなさろうとしている会社が簡単に見られるような方向で、工夫をいただければと思いました。こちらはお願いでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○川澤主査　ありがとうございます。宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員　御説明ありがとうございます。今の内容と大体似たようなところですが、幾つかございます。

Ａ－２の８４分の８ですか。９）交通安全管理というのがあるのですが、交通誘導警備員の配置を行う場合は、資格要件によるものとするとなっていまして、これが実際、トン

ネルとかの照明点検ですと、多分、交通整理とか車が通ってくるかもしれないということで必要だと思われるのですが、毎回必ず必要なのかとか、どの程度これが必要なのかというのが、この仕様書から読み取れないものですから、何かその辺りの過去の実績か、あるいは必ず必要なのかということを何か記述を加えていただければと思いました。これが１点目です。

もう１点ですけども、同じく８４分の８２ページのところに、従来の実施に要した人員という実績がございます。こちらに高所作業車とか仮設発動発電機の年間の使用日数、時間という記載があるのですが、これらの設備を事業者が自前で用意するのか、国交省北海道開発局から貸出しを受けるのかというところが内容から読み取れなかったものですので、これは事業者が用意する必要があるのかないのかということを書いていただくとよいかなと思います。

すみません。もう１点だけですけど、ついでにその隣の８４分の８３ページですが、３番に従来の実施に要した、今度は人員じゃなくて施設及び設備という欄があるのですが、タイトルからすると恐らく受託した事業者が、この業務に要した施設や設備を書く欄だと思うのですが、書いている内容が、実際に行った点検対象とした北海道開発局の施設名が書いてあって、これは業務を実施した事業者の施設ではないと思いますので、こちらのほうに、先ほど言ったような高所作業車が何台とか仮設発動発電機とかを事業者が用意するのであれば、必要なものをここに書いていただければよいのではないかと思います。

以上、３点です。

○久保次長　分かりました。ありがとうございます。

○宮崎専門委員　よろしくお願いいたします。

○川澤主査　国土交通省から特にコメントはございませんでしょうか。今の３点に沿って御検討いただくということでよろしいでしょうか。

○伊藤次長　帯広開建の伊藤でございます。今いただいた３つのことについて、今後、記載するかという方向で検討いたします。

○川澤主査　分かりました。ありがとうございます。

それでは、柏木委員、お願いいたします。

○柏木専門委員　御説明どうもありがとうございました。質問は大きく２つになります。

まず、１点目ですけれども、１０管内あるうち、今回室蘭と帯広が１者入札ということで、この入札監理小委員会に上がってきたということですが、ほかの８管内との違いとい

うのは、何かお気づきだったらお聞きしたいなと思います。

ほかの８管内を見ますと、例えば帯広の隣の釧路・根室は複数入札ということだと思うのですが、違いは何なのですか。胆振・日高が室蘭の管轄ということですけれども、北海道全体で見れば、留萌とか稚内とか網走とかも同じように業者が少ないのではないかと想定されます。札幌と函館以外は結構厳しいのかなと思ったりするのですけれども、業者数の違いですとか地理的要因の問題ですとか、何か明確に違うことがあるならば教えていただきたいというのが１点目です。

２点目ですけれども、現在、受託されている事業者を調べてみたところ、帯広の受託者のほうは札幌が本社ですが、帯広事務所とか幾つか事務所があって、そういうことで帯広を受託されているのかなと思ったのですけど、室蘭のほうは、ホームページを見る限りは札幌に本社があるだけということなので、札幌からお越しいただいているのだろうと思うのですが、帯広にしても室蘭にしても、複数入札をこれから期待するにおいて、やはり来ていただく事業者というのは札幌からになりそうでしょうか。それとも、どこか別の地域から来てもらえそうな予想がつくのでしょうか。

以上、２点よろしくお願いします。

○小池課長　室蘭の小池です。ほかの８開建の状況は把握しておりませんが、私が前にいた釧路開建でもやはり同じような１者応札という状況でしたので、さほど変わりはないと認識しております。

室蘭は札幌を拠点とする会社が来ております。やはり地元の方が参加されるのが望ましいと考えておりますが、会社の規模、体力により入札参加を判断していると想定しております。

○柏木専門委員　はい。ありがとうございます。これは、本当は開発局本体のほうにお願いする話なのかもしれませんけど、たまたま多分、室蘭と帯広が今回上がってきたということですが、今のお話を聞いていると、ほかにも予備軍というか１者入札予備軍、例えば釧路とかもいずれなるかもしれないということだと思うので、逆に一番うまくいっているところ、札幌と函館になるかもしれないですけど、地理的メリットだけではなく、うまくいっているポイントがもしかしたらあるかもしれないので、北海道全体として傾向を見ていただくこともいいのかなと思いましたので、これはコメントです。御回答いただいてありがとうございました。

○川澤主査　ありがとうございます。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査　１つだけ質問します。資料Ａ－２の８４分の８１ページのところに、従来の実施状況に関する情報で実施に要した経費が出ていますが、この金額と資料Ａ－４に書いてある契約金額との対応、どういうふうになっているのかがちょっと分からなかったものですから、これは税抜きと税込みの関係なのか、それとも実績値で精算された金額なのか、そこら辺、御説明いただいてよろしいでしょうか。お願いします。

○小池課長　室蘭の小池です。資料Ａ－４のほうは、当初に請け負った契約金額、８４分の８１ページについては、臨時点検と修理で増額した最終金額になっております。

以上です。

○近藤副主査　ありがとうございます。そうすると、この実績額と入札額というのは相当結構近い額で見られるのかなという気がするのですが、そういう情報をここまで出しちゃって大丈夫かというのがちょっと心配になったのですが、そこら辺は特に問題なしということで大丈夫でしょうか。

○小池課長　室蘭の小池です。資料Ａ－４については、発注後の結果というのは情報公開しておりますので、誰でも見ることが可能になっております。ただ、最終金額については公開しておりませんので、分からない状況です。

以上です。

○近藤副主査　分からない情報を、今回、入札の資料の中に入れちゃって大丈夫ということで、よろしいのでしょうか。

○後藤田課長　室蘭開建契約課の後藤田と申します。今回について、応札者の競争性を確保するためにも必要な情報と考えておりますので、問題ないと考えております。

以上です。

○近藤副主査　分かりました。以上です。

○川澤主査　ありがとうございます。ほかの先生方、いかがでしょうか。

小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査　御説明ありがとうございます。資料Ａ－４を見て、ヒアリングの結果、札幌の拠点ではないので見送りましたなどが書かれていますが、一方で、今回、落札している業者は基本的には札幌が拠点だったり、営業所があったりするので、再委託があるのではと思います。資料Ａ－２の８４分の８２ページに再委託の内容が書いてありますが、この再委託を受けている企業というのは、どこの業者なのでしょうか。例えば、これは室蘭

ですが、室蘭地区の業者なのか、それともそうではないのかというのは分かりますか。

○小池課長　室蘭の小池です。室蘭市と隣町の苫小牧市、少し離れたえりものほうの浦河町というところの会社が、再委託者として入っております。

以上です。

○小尾副主査　ありがとうございます。もしそうだとすると、再委託を認めるという形はあるのですが、コンソを組ませて入札できるような書き方をしても良いのではと思います。今の仕様書上はコンソの記載がないと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○後藤田課長　室蘭開建契約課の後藤田でございます。今、お話があったのはＪＶ共同企業体の話だと思っておりますけども、電気業界において共同企業体の形態を取らなければ受注できないといった声はなく、関係団体との意見交換会等においても、共同企業体に関する要望等については全く出ていない状況でありまして、請負契約における共同企業体の結成に関しても国土交通省の統一的なルールはないことから、以上のことから、共同企業体の参加については記載しておりません。

以上になります。

○小尾副主査　分かりました。ありがとうございます。結局、再委託で地域の業者が下請けしているということであれば、企業体を組ませて入札することも考えても良いかと思います。国土交通省のルールもあると思うので、今すぐにということではないですが、ほかの事例などでは、コンソを組んで入札することを認める記載をしている仕様もあるので、今回でなくても良いので、検討いただければと思います。

以上です。

○川澤主査　ありがとうございます。ほかの先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私のほうから２点。今、小尾委員から御質問ありました再委託につきまして、今回、再委託の内容を追記いただきまして、ありがとうございます。資料Ａ－２の８４分の７４ページで、保守点検関係の履行体系図のひな形で再々委託という形で書いてあるのですが、今回のこの業務については、実績としては再委託までという理解でよろしいでしょうか。

○小池課長　室蘭の小池です。実績として再々委託は今のところありません。

以上です。

○川澤主査　分かりました。ありがとうございます。再々委託がないということは、この

再委託の内容が全てだというふうに理解をしました。そのときに、先ほどＪＶのお話がございましたし、分割して発注して、なるべく地域の企業と迅速に契約を締結して、業務履行体制が取れるようであればそういうやり方もあると思いますので、今回は難しいかもしれませんが、分割ですとかＪＶですとか、なるべく競争参加者が増えるような方法を、引き続き幅広く御検討いただければなというふうに思います。これは２つの資料、Ａ－２、Ｂ－２、いずれもについてです。

あと、もう１点質問ですが、民間参入促進に向けて公告掲示箇所の拡大ということで、今回、２件とも掲示箇所を拡大してくださってありがとうございます。その際に、掲示だけではなくてウェブサイト上でも公告して周知しているということでよろしいでしょうか。あと、個別に、昨年度、入札仕様書を取得した者に周知をするといった、そういった積極的な周知というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○後藤田課長　室蘭開建契約課の後藤田でございます。先ほどの御質問について、入札公告につきましては、ホームページにアップされておりまして、幅広くウェブで確認、見ていただくことが可能な状態になっております。

以上です。

○川澤主査　個別の、過年度の仕様書取得企業に対する働きかけというのはいかがでしょうか。

○後藤田課長　室蘭開建契約課の後藤田でございます。昨年受注した方に、個別に対応を提供していることはしておりません。

以上です。

○川澤主査　分かりました。ありがとうございます。１者応札が続いて、連続して同じ事業者の案件ですので、より積極的に周知という意味では、仕様書の取得者数は比較的数があると思いますので、もう少し幅広く積極的に周知をしてもいいのかなと思いますので、ぜひ、もう少し一歩踏み込んだ取組をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかの先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の審議を踏まえ、国土交通省におきまして、引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局　事務局でございます。御審議いただき、ありがとうございました。御指摘いただいたもののうち、実施要項の記載を検討するものということで整理をさせていただければと思います。

まず、辻委員から御指摘いただきました点について、８４分の５ページ、８４分の４ページ、８４分の２１ページのところで物品の調達の不要といった旨でしたり、点検基準案のホームページ掲載箇所の参照方法や、設備のメーカーや品番が書いてある点検報告書等の閲覧方法について、実施要項の記載を検討いただければと思います。

続きまして、宮崎委員から御指摘いただきました点について、８４分の８ページ、８４分の８２ページ及び８３ページにつきまして、交通整理を行った実績、事業者が高所作業車や仮設発電機を調達した実績等について、実施要項の記載を検討いただければと思います。

続きまして、小尾委員及び川澤主査から御指摘いただきましたＪＶや共同企業体といった契約の記載についても、引き続き検討いただければと思っております。

記載を検討する箇所としては以上と承知しておりますので、抜け漏れ等ございましたら御指摘いただけますと幸いです。

○川澤主査　ありがとうございます。網羅していただいたと思いますし、周知は積極的にというところは、引き続きお願いできればと思います。

それでは、本日の審議を踏まえまして、今、事務局に整理していただきました点について、国土交通省において引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○久保次長　ありがとうございました。冒頭、時間を取りまして申し訳ございませんでした。

○川澤主査　どうもありがとうございます。

○事務局　国土交通省様、御審議は以上で終了となりますので、退出ボタンを押して御退出されてください。ありがとうございました。

（国土交通省　退室）

―― 了 ――